

〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省

〇〇地方整備局長 〇 〇 〇 〇 殿

起業者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇 〇 県
上記代表者 〇〇県知事 〇 〇 〇 〇

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、
申請致します。

記

- 1 起業者の名称 〇〇県
- 2 事業の種類 一般県道〇〇線県単道路整備（交通安全交付金）工事
（〇〇県〇〇市〇〇丁目地内から同市〇〇丁目地内まで）
- 3 起業地

イ 収用の部分

〇〇県〇〇市〇〇丁目及び〇〇丁目地内

ロ 使用の部分

なし

4 事業の認定を申請する理由

一般県道〇〇線（以下「本路線」という。）は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地内の県道〇〇線との接続点を起点とし、同市〇〇丁目地内の一般国道〇〇号との接続点を終点とする延長約3.4kmの幹線道路である。

本路線は、〇〇市の中心部近郊に位置し、その沿線には大規模な住宅団地や店舗、事務所等が立地していることから、地域住民の通勤・通学等の日常生活や物資輸送等に貢献している。特に、同市〇〇町地内には、現在新たな住宅団地が分譲中であり、今後も自動車交通量の増加が見込まれる路線である。

本路線のうち、県道〇〇線（以下「県道〇〇線」という。）及び一般国道〇〇号と交差する〇〇交差点（以下「本交差点」という。）は、周辺地域からの自動車交通が集中するなど交通の要衝となっており、本路線から流出する自動車交通量のうち〇〇自動車道〇〇インターチェンジ方面及び市街中心部方面への右左折交通量が約4割、〇〇市方面への直進交通量が約6割となっている。

しかしながら、本路線のうち本交差点から〇〇市〇〇丁目地内の市道〇〇線及び市道〇〇線と接続する延長295mの区間（以下「当該区間」という。）は、車道幅員が狭小なうえ、右左折車線が設置されていないことから、右左折車両の本線滞留によって直進車両の通行が妨げられ、慢性的な交通渋滞が発生しているほか、本路線と県道〇〇線がクランク状に交差している変形交差点となっていることから、直進交通の円滑性や安全性が阻害されている状況にある。

また、当該区間の沿線には、ビル、店舗、住居等が密集し、加えて小中学校や高校等の通学路として利用されているにもかかわらず、車道のみしかなく、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている状況にあり、当該区間の道路整備は急務となっている。

このような状況に対処するため、当該区間を拡幅し、右左折車線及び自転車歩行者道を設置する「一般県道〇〇線県単道路整備（交通安全交付金） 工事」を計画したものである。

今回事業の認定を申請する事業は、上記改築計画延長295mの区間の改築工事であり、土地収用法第3条第1号に該当する事業である。

この事業の施行に当たっては、平成11年3月から鋭意用地協議に当たった結果、平成〇〇年〇〇月末現在までに土地所有者及び関係人〇〇名のうち〇〇名を残した〇〇名については解決し、その所要面積〇〇㎡のうち約99%に当たる〇〇㎡については既に用地取得が完了している。起業者としては、今後とも誠意をもって用地取得の協議を重ね、円満に解決するよう努めるが、任意による解決が困難な場合には速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

添 付 書 類

- | | | | | |
|---|---------------------------|-----------|--|---------|
| 1 | 事業計画書 | | | 添付書類第1号 |
| 2 | 法第4条に規定する土地に関する書類 | | | |
| | (1) 法第4条に規定する土地に関する調書 | | | 添付書類第2号 |
| | (2) 法第4条地表示図（起業地表示図と併用） | | | |
| | (3) 法第4条に規定する土地の管理者の意見書 | | | 添付書類第3号 |
| | 照会文（写）〇〇通 | 回答文（写）〇〇通 | | |
| 3 | 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関 | | | 添付書類第4号 |
| | の意見書 | | | |
| | 照会文（写）〇〇通 | 回答文（写）〇〇通 | | |
| 4 | 法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況 | | | 添付書類第5号 |
| | を記載した書面 | | | |
| 5 | 起業地及び事業計画を表示する図面 | | | |
| | (1) 起業地を表示する図面 | | | |
| | イ 位置図（縮尺 25,000分の1） | 〇葉 | | 添付図面第1号 |
| | ロ 起業地表示図（縮尺 500分の1） | 〇葉 | | 添付図面第2号 |
| | (2) 事業計画を表示する図面 | | | |
| | イ 事業計画表示図（起業地表示図と併用） | | | |
| | ロ 標準横断面図（縮尺 50分の1） | 〇葉 | | 添付図面第3号 |

添付書類第1号

事業計画書

1 事業計画の概要

一般県道〇〇線（以下「本路線」という。）は、〇〇県〇〇市〇〇町地内の県道〇〇線との接続点を起点とし、同市〇〇丁目地内の一般国道〇〇号との接続点を終点とする延長約3.4kmの幹線道路である。

本路線は、〇〇市の中心部近郊に位置し、その沿線には大規模な住宅団地や店舗、事務所等が立地していることから、地域住民の通勤・通学等の日常生活や物資輸送等に貢献している。特に、同市〇〇町地内には、現在新たな住宅団地が分譲中であり、今後も自動車交通量の増加が見込まれる路線である。

本路線のうち、県道〇〇線（以下「県道〇〇線」という。）及び一般国道〇〇号と交差する〇〇交差点（以下「本交差点」という。）は、周辺地域からの自動車交通が集中するなど交通の要衝となっており、本路線から流出する自動車交通量のうち〇〇自動車道〇〇インターチェンジ方面及び市街中心部方面への右左折交通量が約4割、〇〇市方面への直進交通量が約6割となっている。

しかしながら、本路線のうち本交差点から〇〇市〇〇丁目地内の市道〇〇線及び市道〇〇線と接続する延長295mの区間（以下「当該区間」という。）は、車道幅員が狭小なうえ、右左折車線が設置されていないことから、右左折車両の本線滞留によって直進車両の通行が妨げられ、慢性的な交通渋滞が発生しているほか、本路線と県道〇〇線がクランク状に交差している変形交差点となっていることから、直進交通の円滑性や安全性が阻害されている状況にある。

また、当該区間の沿線には、ビル、店舗、住居等が密集し、加えて小中学校や高校等の通学路として利用されている（表-1参照）にもかかわらず、車道のみしかないことから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の安全性が脅かされている状況にあり、当該区間の道路整備は急務となっている。

このような状況に対処するため、今回申請に係る「一般県道〇〇線県単道路整備（交通安全交付金）工事」（以下「本申請事業」という。）を計画したものである。

本申請事業は、当該区間を拡幅するとともに、右左折車線を設置し、本交差点の変形交差を是正することで慢性的な交通渋滞の緩和を図り、円滑かつ安全な交通を確保すること及び当該区間の両側に自転車歩行者道を設置し、歩行者等を自動車交通から分離することで歩行者等の安全な通行を確保しようとするものである。

本申請事業の計画諸元は、次のとおりである。

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ① 施行区間 | 自：〇〇県〇〇市〇〇丁目地内
至：〇〇県〇〇市〇〇丁目地内 |
| ② 施行延長 | 295m |
| ③ 規格 | 第3種第3級（平地部） |
| ④ 車線数 | 2車線 |

【事例4】混雑緩和を目的とする小規模な現道拡幅（渋滞長・通過時間）

⑤ 標準幅員

イ) 一般部

車道	6.0m (3.0m×2)
停車帯	3.0m (1.5m×2)
自転車歩行者道	8.0m (4.0m×2)
計	17.0m

ロ) 交差点部

車道	6.0m (3.0m×2)
右折車線	3.0m (3.0m×1)
左折車線	3.0m (3.0m×1)
路肩	1.0m (0.5m×2)
自転車歩行者道	8.0m (4.0m×2)
計	21.0m

- ⑥ 設計速度 40km/時
- ⑦ 設計基準交通量 10,000台/日
- ⑧ 計画交通量 5,120台/日 (平成42年)
- ⑨ 最急縦断勾配 2.95%
- ⑩ 最小曲線半径 1,450m
- ⑪ 標準横断勾配 1.5%
- ⑫ 路面の種類 アスファルト舗装
- ⑬ 工事量 (工事延長295m)

工種	種別	単位	数量	備考
土工	切土	m ³	1,600	
	盛土	m ³	90	
舗装工	車道部	m ²	2,880	
	自転車歩行者道	m ²	2,560	
擁壁工	L型擁壁	m	22	
橋梁工	—	m	25.0	
排水工	U型	m	529	
	暗渠	m	5	

2 事業の開始及び完成の時期

開 始 の 時 期	平成〇〇年〇〇月
完 成 の 時 期	平成〇〇年〇〇月

【事例4】混雑緩和を目的とする小規模な現道拡幅（渋滞長・通過時間）

3 事業に要する経費及びその財源

(1) 経 費

(単位：百万円)

区分 科目	事業に 要する費 用	事業に要する費用の内訳		
		平成〇〇年度以 前	平成〇〇年度	平成〇〇年度以 降
工事費	452	251	57	144
用地費 及び 補償費	1,412	1,369	38	5
その他	136	117	9	10
計	2,000	1,737	104	159

(2) 財 源

区 分	国 土 交 通 省	〇 〇 県
会 計 名	道 路 整 備 特 別 会 計	一 般 会 計
款		土 木 費
項	地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金	道 路 橋 り ょ う 費
目	地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金	道 路 新 設 改 良 費

補助率 ・平成〇〇年度 〇/〇

根拠法令 ・道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条

4 事業の施行を必要とする公益上の理由

本申請事業は、当該区間を拡幅するとともに、右左折車線を設置し、本交差点の変形交差を是正することで慢性的な交通渋滞の緩和を図り、円滑かつ安全な交通を確保すること及び当該区間の両側に自転車歩行者道を設置し、歩行者等を自動車交通から分離することで歩行者等の安全な通行を確保することを目的として計画したものである。

本交差点は、本路線、県道〇〇線及び一般国道〇〇号といった周辺地域からの自動車交通が集中するなど交通の要衝となっており、交通量も多い（表－1参照）。また、本路線の自動車交通量は、平成〇〇年度の道路交通センサスによると、〇〇市〇〇町〇〇地点で7,318台/12時間（表－2参照）である。

しかしながら、当該区間は、車道幅員が4.0m～5.0mと狭小なうえ、右左折車線が設置されていないことから、右左折車両の本線滞留によって直進車両の通行が妨げられ、慢性的な交通渋滞が発生しているほか、本路線と県道〇〇線がクランク状に交差している変形交差点となっていることから、直進交通の円滑性や安全性が阻害されている状況にある。なお、本交差点は、〇〇県交通渋滞対策協議会〔建設省、運輸省（建設省及び運輸省は現国土交通省）、〇〇県、〇〇市、〇〇公団（現〇〇株式会社）及び〇〇県公安委員会により構成〕が平成〇〇年〇〇月に策定した第3次渋滞対策プログラムにおいて「主要渋滞ポイント」に位置付けられており、同協議会の平成〇〇年〇〇月の調査によると本交差点においては〇〇町方面に最大約400mの渋滞長（表－3参照）が確認されている。

また、当該区間の沿線には、ビル、店舗、住居等が密集し、加えて〇〇市立〇〇小学校、同市立〇〇中学校、〇〇県立〇〇高等学校等の通学路として利用されているにもかかわらず、車道のみしかなくことから、歩行者等の安全性が脅かされている状況にあり、当該区間の道路整備は急務となっている。

一方、本路線沿線の同市〇〇町地内には、既存の大規模な住宅団地の〇〇団地、〇〇団地のほか、〇〇市〇〇土地区画整理事業による「〇〇ニュータウン〇〇台」が分譲中であるなど宅地開発が進んでいる。こうした状況を考慮すると、本路線の自動車交通量が今後増加し、交通渋滞をより一層助長する状況にある。

このような状況に対処するため、本申請事業を計画し、早急に整備しているところである。

本申請事業が完成すれば、当該区間の車道幅員が広がり、直進、右折及び左折の交通が分離し、また本交差点の変形交差を是正することで慢性的な交通渋滞の緩和が図られ、円滑かつ安全な交通が確保されることとなる。また、自転車歩行者道の設置により歩行者等が自動車交通から分離され、歩行者等の円滑な通行の確保にも寄与することになる。

なお、本申請事業における環境影響評価は、本申請事業の規模が「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）及び「〇〇県環境影響評価条例」（平成〇

〇年〇〇月〇〇日〇〇県条例第〇〇号）に定める対象事業の要件を満たしておらず、また環境影響評価法施行前の「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）に定める対象事業の要件も満たしていないことから実施されていない。

そのため、起業者が任意で自動車の走行に起因する大気質、騒音及び振動並びに本申請事業により改変される起業地に生息・生育する可能性がある希少な動物・植物に与える影響について既存の調査資料等を基に検討を行った。その結果、大気質、騒音及び振動については環境基準を達成することが確認されることなどから影響は軽微であると予測される。また、希少な動物・植物に与える影響については、既存文献等により調査したところ、魚類が生息している可能性があるが、本申請事業は同河川を橋梁構造により渡河することから影響は軽微であると予測される。

本申請事業地内には、国、〇〇県又は〇〇市が指定している重要文化財や史跡、名勝、天然記念物のほか、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地も存在しないが、工事期間中に発見された場合には〇〇県教育委員会との協議により記録保存等の措置を講じることから影響は軽微であると予測される。

さらに、工事の実施に当たっては、建設機械は低騒音・低振動型機械を使用するものであり、このような対策により、工事期間中における地域住民の生活環境の悪化を極力小さくするものである。

また、本申請事業の早期完成を求める声は強く、〇〇市長及び地元町内会長からは、本申請事業の早期改良整備を強く要望されている。

以上のとおり、本申請事業の社会的、経済的効果は著しく、公益に資するところは大きなものである。

【事例4】混雑緩和を目的とする小規模な現道拡幅（渋滞長・通過時間）

表-1 本交差点における交通量

項目 調査地点	12時間交通						ピーク時交通量			
	直進 (台)	右折 (台)	左折 (台)	計 (台)	自転車 (台)	歩行者 (人)	直進 (台)	右折 (台)	左折 (台)	計 (台)
本路線 【起業地内】	2,059	387	1,102	3,548	45	637	228	38	53	319
	(58%)	(11%)			7		184	32	91	307
県道〇〇線	1,928	1,915	706	4,549	21	858	169	201	71	441
	(42%)		(16%)		3		198	177	38	413
一般国道〇号 【市街地側】	17,743	832	489	19,064	16	779	1,910	57	25	1,992
		(4%)	(3%)		8			10	87	
一般国道〇号 【〇〇I.C側】	13,968	953	1,372	16,293	12	856	1,151	95	133	1,379
	(86%)	(6%)			1			94	148	

※ 平成〇〇年〇〇月〇〇日起業者の調査による。

※ 直進、右折、左折の()書きは割合を示す。

※ ピーク時交通量の上段は朝のピーク時（7:30～8:30）、下段は夕方のピーク時（18:00～19:00、うち県道〇〇線については17:30～18:30）である。

表-2 自動車交通量の推移

項目 調査地点	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇年度
	交通量 (台/12時間)	交通量 (台/12時間)	交通量 (台/12時間)	交通量 (台/12時間)	交通量伸び率
〇〇市〇〇町〇〇 地 点	6,083	6,947	7,164	7,318	1.20

※ 道路交通センサスによる。

表-3 本交差点付近の渋滞長及び通過時間

	〇 〇 町 方 面	備 考
観 測 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
出 現 時 間	午前8時40分	
最 大 渋 滞 長	400m	
最 大 通 過 時 間	6分	

「第3次渋滞対策プログラムの策定」資料による。

【事例4】混雑緩和を目的とする小規模な現道拡幅（渋滞長・通過時間）

5 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

イ 収用の部分

地目	区分	単位	本体事業	計
宅地		m ²	3,080	3,080
道路		m ²	2,240	2,240
河川		m ²	90	90
計		m ²	5,410	5,410

ロ 使用の部分

なし

(2) 起業地内にある主な物件の数量

種別	項目	単位	数量	備考
建物(住家)		棟	19	移転済18棟
建物(非住家)		棟	7	移転済7棟
計		棟	26	移転済25棟

(3) これらを必要とする理由

これらの土地は、事業計画の概要で述べた本申請事業を施行するための必要最小限の用地である。

また、これらの土地に存する物件は、土地を事業の用に供するため起業地外に移転を要する主なものである。

6 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

本申請事業は、当該区間を拡幅するとともに、右左折車線を設置し、本交差点の変形交差を是正することで慢性的な交通渋滞の緩和を図り、円滑かつ安全な交通を確保すること及び当該区間の両側に自転車歩行者道を設置し、歩行者等を自動車交通から分離することで歩行者等の安全な通行を確保することを目的として計画したものである。この事業目的を達成するための起業地は、改築区間の選定、改築方式及びルートを選定の順に検討を行い次のとおり決定した。

(1) 改築区間の選定

本申請事業の起点は、本交差点の渋滞緩和を考慮して一般国道〇〇号との接続点である〇〇県〇〇市〇〇丁目地内に決定した。また、終点は、歩行者等の通行状況（通学路）を考慮して市道〇〇線及び市道〇〇線との接続点である同市〇〇丁目地内に決定した。

(2) 改築方式及びルートを選定

一般的に道路の改築方式としては、現道敷を最大限利用する現道拡幅方式及び現道を迂回するバイパス方式が考えられる。本申請事業の場合、施行延長が295mと非常に短いため、道路の直線的な平面線形を維持する観点からバイパス方式は現実性に乏しく、合理的でないと判断される。

したがって、現道拡幅方式により改築工事を実施することとした。その拡幅方向については北側、南側及び北と南の両側が考えられるが、起点の本交差点において県道徳重線とのクランク状に交差している変形交差点を十字交差に是正すること、また起終点間において良好な平面線形を維持する必要があるため南側に拡幅することは合理的ではないことから、現道の北側に拡幅することとした。

以上のとおり、起業地を本申請事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。